

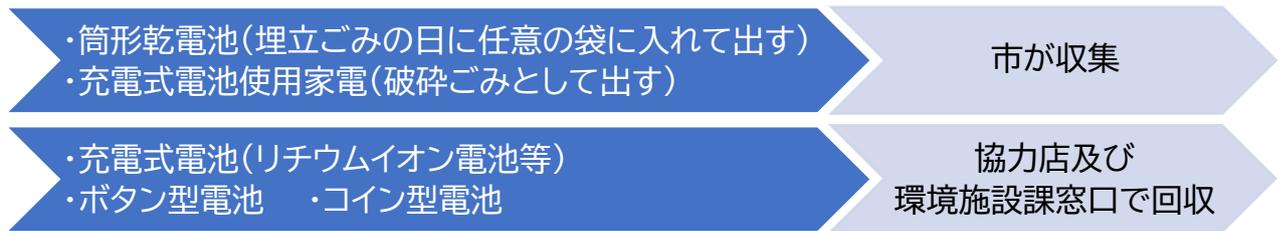
電池類の収集方法の見直しについて

1. 趣旨

近年、全国的に廃棄物処理施設等において、リチウムイオン電池に起因する火災事故が多発しており、分別収集及び適正処理の必要性が高まっている。また、本市の電池類の排出方法は種類によって異なり、市民にとって分かりにくく、不便な状況にある。

このため、電池類の収集方法を見直し、収集や処理の安全性及び市民の利便性の向上を図る。

2. 現在の収集方法



3. 見直し後の収集方法等

家庭から排出される全ての電池類を、新たに作成する「電池類指定ごみ袋」又は「電池類収集券」で出してもらい、「埋立ごみ」の日（月1回）に収集する。

ただし、収集券で出せない大きさ又は20kgを超えるものは、「粗大ごみ」として収集する。



(1) 収集区分

区分	金額	排出できるもの	
		大きさ	重さ
電池類指定ごみ袋 (特小)	15 円/枚	電池及び電池が取外せない充電式電池使用家電で、指定袋に入る大きさのもの	3kg 以内
電池類指定ごみ袋 (小)	31 円/枚		6kg 以内
電池類収集券	52 円/枚	電池が取外せない充電式電池使用家電で、最長辺1m以内かつ、3辺の合計が2m以内のもの	20kg 以内
粗大ごみ収集券	1,047 円/枚	収集券で出せない大きさで、2m×1.2m×1m以内のもの	50kg 以内

(2) 指定ごみ袋の販売方法

電池類指定ごみ袋は、10枚単位の販売を基本とするが、協力いただける店舗では、1枚単位の販売も行う。電池類収集券は、他の収集券と同様に1枚単位での販売とする。

4. 収集方法の見直しに伴う経費

2,800千円（電池類指定ごみ袋等作成費・収集見直しに伴う処理費増額分）

5. 今後のスケジュール

- 令和8年 4月～ 市民及び販売店への周知
- 9月～ 指定ごみ袋等の販売開始
- 10月～ 新たな収集方法による収集開始